

平成31年度介護職員処遇改善加算について

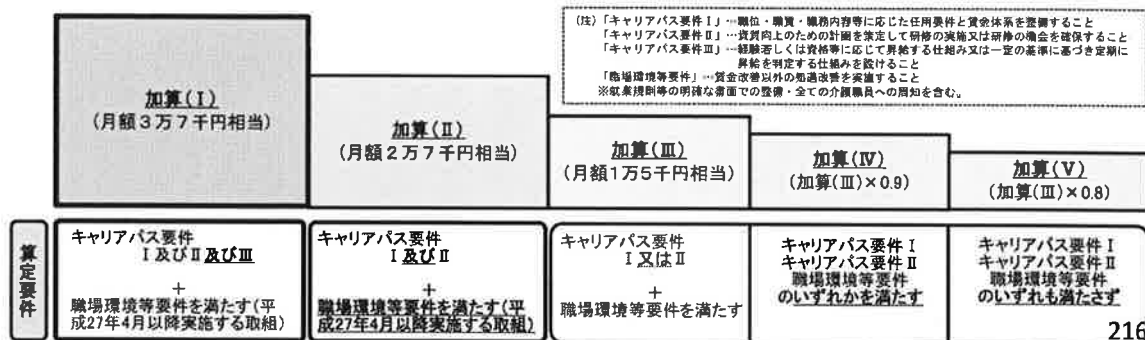
平成31年4月30日

職員会議にて

◆「介護職員処遇改善加算」の目的は

介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算です。

◆介護職員処遇改善加算の区分



◆幸風会の介護職員処遇改善加算について

■平成31年4月～令和2年3月まで介護職員処遇改善加算Ⅰを算定します

■賃金改善等

①平成30年度から令和元年度への昇給見込額

月額平均2,329円昇給(見込)

②令和元年6月から1年間に介護職員へ職員処遇改善手当として

1)介護福祉士(夜勤あり)	35,000円	×	常勤換算率
2)介護福祉士(夜勤なし)	30,000円	×	常勤換算率
3)無資格(夜勤あり)	30,000円	×	常勤換算率
4)無資格(夜勤なし)	25,000円	×	常勤換算率

③パート勤務者の早出遅出日祝出勤手当を実績により支給

早遅夜手当(17:00～24:00・0:00～8:00)・・・500円/時間

土日祝手当・・・50円/時間

④喀痰吸引等資格取得手当(第一号研修または第二号研修)

喀痰吸引等資格取得者について取得後1回に限り以下の手当を支給する

喀痰吸引等資格取得手当 40,000円

ただし、実地研修のみで取得した者については、10,000円/1回に限る

⑤喀痰吸引手当・・・資格取得後登録が済んだ者

1夜勤につき2,000円

⑥年1回の一時金手当支給(3月)

介護職員へ処遇改善一時金手当として3月に支給する。ただし、介護報酬(収入)の増減により下記一時金手当額は増減します。

21,847円(見込)×常勤換算率

■賃金改善実施期間

令和元年6月～令和2年5月

注意) 令和元年10月の制度改正時には上記内容を変更しますので、変更内容が決まり次第ご案内いたします。